2008年3月発行

http://biwako.kasen-hozen.jp

第19回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成20年2月21日 (木)「第19回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」が開催されました。

報告として、前回(第18回)委員会審議のまとめがなされました。また、前回に引き続き、平成19年度末に占用許可期限が満了となる野洲川立入河川公園(守山市)・野洲川河川公園(野洲市)・野洲川運動公園(栗東市)の委員会審査、審査表と基本理念・ガイドラインの審査、ガイドライン制定後の委員会審査の流れが審議されました。



第19回河川保全利用委員会

開催日時:平成20年2月21日(木) 9:00~12:00

場 所:守山野洲市民交流プラザライズヴィル都賀山 2階会議室「アゼリア」

参加者数:委員7名 河川管理者4名 申請者7名 傍聴者13名

議事次第

- 1. 開会
- 2. 議事
 - 1)第18回委員会の整理事項
 - 2)継続占用許可申請施設の審査について
 - ・野洲川立入河川公園(守山市)
 - ・野洲川河川公園(野洲市)
 - ・野洲川運動公園(栗東市)
 - 3)委員会審査表について
 - 4)基本理念について
 - 5)ガイドラインについて
 - 6)今後の委員会審査について
 - 7)委員会の今後のスケジュール
- 3. 一般傍聴者からの意見聴取
- 4. その他
- 5. 閉会

配布資料

- · 議事次第
- · 第18回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・ 第18回河川保全利用委員会審議事項の整理表
- ・ 委員会での追加説明依頼事項
- ・ 委員会審査表について
- ・ 基本理念・基本方針について
- ・ 河川敷占用許可審査のガイドライン (素案)
- ・ 委員会審査の流れ(比較案)
- ・ 今後の委員会運営、審議内容について 参考資料
- ・ 基本理念・ガイドラインに関する参考資料

第19回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)審議の概要

1. 継続占用許可申請施設の審査について

前回(第18回)委員会から継続して、継続占用許可申請施設の審査を行いました。この中で、委員より以下のような意見がありました。

委員からの意見

- (1)河川敷利用のあり方について、「委員会の考え」と「申請者の考え」に隔たりが感じらた。
- (2)野洲川の施設は利用者が年間数万人であるという現状を踏まえて審議する必要がある。 なお、継続占用許可申請施設3件の審議は今回で終了とし、調整作業会で委員の意見収集と意見 書(原案)の作成を行います。

2. 委員会審査表について

今までの委員会で作成した守山市3公園(野洲川小浜河川公園、川田河川公園、改修記念公園)及びグライダー操縦訓練場に係る審査表の成果をまとめた審査表(原本)をつくることとしました。今後は、審査表(原本)を基に審査に必要な項目を抽出して審査表を作成します。

3. 基本理念について

基本理念と基本方針について審議を行い、「河川敷占用許可審査の基本的な考え方」と「河川敷利用の基本理念」の基本的な骨子を確認しました。右に「河川敷占用許可審査の基本的な考え方」と「河川敷利用の基本理念」を示します。なお、「河川敷利用の基本方針」については、次回委員会で確認を行います。

4. ガイドラインについて

ガイドライン(素案)の提案があり、 審議が行われました。ガイドラインの位 置づけを、「審査手順を示したもの」と 捉えるか、「審査を行うための判断資料」 と捉えるかは、次回以降に継続して審議 を行うこととしました。

河川敷占用許可審査の基本的な考え方

- (1)河川敷占用に係る審査の基本は、利用の基本的な理念(基本理念)と利用の基本的な方針(基本方針)に基づいて行う。
- (2)基本理念は、淀川水系河川整備計画の趣旨とし、河川ごとではなく、琵琶湖河川全域の河川敷利用に広く適用する。
- (3)基本方針は、河川の特性を考慮し各河川の占用区域ごとに定める。基本理念に合致しない既存施設は廃止・縮小する。

河川敷利用の基本理念

- (1)自然環境の保全・修復に向けた利用
- (2)水環境学習を推進する利用
- (3)治水・利水のあり方を理解するための
- (4)自然散策等健康増進のための親水空間ての利用
- (5)流域の景観(生態的景観を含む)と歴文化を損なわない 利用
- (6)自由使用と自己管理のもとでの利用

次回の委員会開催予定

平成19年度末で占用許可期間が満了となる、野洲川立入河川公園(守山市)・野洲川河川公園(野洲市)・野洲川運動公園(栗東市)の占用許可継続に対する委員からの意見をまとめ、意見書(原案)を作成する予定です。

また第20回委員会は、意見書(案)と基本理念等の審議を行います。

第20回委員会

日時:平成20年3月17日(月)17:00~20:00(開場:17:00)

場所:守山野洲市民交流プラザライズヴィル都賀山 5階会議室「ロータス」第20回河川保全利用委員会の主な審議内容(案)

(1)審査対象公園の意見書(案)について (2)基本理念について

(3)ガイドラインについて

(4)今後の委員会審査について

審議内容については進行の都合上、変更となる場合があります。

2008年4月1日より、河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の連絡先が変わります。 新しい連絡先は以下の通りです。

【連絡先】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)事務局

国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課

〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1

TEL: 077-546-0844(代表) FAX: 077-546-6840 ホームページ http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/

E-mail info@biwakokasen.go.jp

河川保全利用委員会 (琵琶湖河川事務所) 委員会ニュース

第21号 2008年3月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 【連 絡 先】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 庶務 株式会社 エース 担当: 土田・内田・三好・志方・廣門 〒600-8133 京都府京都市下京区七条通加茂川筋西入稲荷町458番地

TEL:075-361-1525 FAX:075-361-1978 ホームページ ● http://biwako.kasen-hozen.ip

E-mail • info@ biwako.kasen-hozen.jp